

## 豊島区テニス連盟会則

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条 名称・所在（事務所）

本連盟は、豊島区テニス連盟と称し、所在は会長宅とする

#### 第 2 条 目的

本連盟は、豊島区内におけるテニスの普及・発展を図り、併せて健康の維持増進、競技力の維持向上、スポーツ精神及びびスポーツ活動の発展に資することを目的とする。

#### 第 3 条 事業・活動

本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業・活動を行う。

豊島区のテニス人口拡大と組織化のために必要な事業・活動。

2) 豊島区のテニス技術向上のために必要な事業・活動。

3) その他、目的を達成するために必要な事業・活動。

#### 第 4 条 上部団体

本連盟は、豊島区のテニス統括団体として豊島区スポーツ協会ならびに関連テニス団体に加盟する。

### 第 2 章 組 織

#### 第 5 条 会員

本連盟は、団体に所属する会員及び特別会員をもって組織する。

2) 団体に属する会員は、豊島区在住・在勤者の 50%以上及び他区・市在住者で組織されたテニス団体であって、学生で組織された団体に加盟していない者であって、常任理事会の承認を得たものとする。なお、常任理事会で認められた団体においては 40%以上とする。

3) 特別会員は、本連盟の趣旨に賛同する者で常任理事会の承認を得た者とする。

#### 第 6 条 加入・脱退

本連盟に加入・脱会を希望する者は、所定の書式により届け出ることとし、常任理事会の承認を得なければならない。

#### 第 7 条 権利

会員は、本連盟及び豊島区スポーツ協会の行う全てのテニス関係事業活動に参加することができる。

#### 第 8 条 義務

会員は次の義務を負う。

加入を承認された会員は、所定の加盟費を納入する。

2) 会員は、所定の会費を入会申込期限までに納入する

3) 会員は、参加費が必要な事業・活動に参加するときは、所定の参加費を納入する。

4) 代表者、住所、電話番号、その他届け出事項に変更があったときは、書面

により速やかに届け出る。

#### 第 9 条 資格停止・除名

会員が理由なく前条の義務を怠ったときは、その職務を果たすまで、会員資格を停止する。

2) 会員が、本連盟の名誉・体面を傷つけた行為を行ったときは、理事会の決議により除名することができる。

#### 第 10 条 役員

本連盟は、次の役員をおく。

会長 1 名

副会長 若干名

理事長 1 名 会長または副会長を兼務できる

副理事長 若干名

常任理事 数名

理事 加盟団体の責任者及び代理者 会計監査 2 名

2) 名誉会長・顧問をおくことができる。

#### 第 11 条 役員を選任 役員は次の方法で選任する。

会長は、理事・特別会員の中から理事会が推挙し、総会において選任する。

2) 副会長は、会長が推挙し、理事会において選任する。

3) 理事長は、理事・特別会員の中から理事会が推挙し、総会において選任する。

4) 副理事長は、理事長が推挙し、理事会において選任する。

5) 常任理事は、理事・特別会員の中から理事会が推挙し、総会において選任する。

6) 会計監査は、会員の中から会長が推挙し、総会において選任する。

7) 名誉会長は、会長経験者の中から、顧問は第 10 条第 1 項の役員経験者の中から常任理事会で選任する。

#### 第 12 条 執行期間及び役員任期

執行期間及び役員任期は、1 月 1 日より 12 月 31 日までとし、再選を妨げない。

2) 役員に欠員が出来たときは、常任理事会において補充することができる。

#### 第 13 条 役員職務

役員は次の職務を行う。

会長は、本連盟を代表し、総理する。

2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3) 理事長は、理事会を代表し、その運営を行う。

4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。

5) 常任理事は、常任理事会を組織し、事業・活動に必要な職務を担当する。

6) 会長・副会長・理事長・副理事長・会計・事務局は常任理事を兼務する。

7) 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

8) 名誉会長・顧問は、常任理事からの相談を受け、また総会・常任理事会に参加することができる。

### 第 3 章 会議

#### 第 14 条 会議

会議は、総会・理事会及び常任理事会とし、各会議の議長が召集する。

2) 総会の議決は、出席した議決権の過半数をもって行う。常任理事・理事会は出席した者の過半数をもって行う。

3) 総会の議決権は、会員 20 名までの団体は 3 票、それ以降 10 名増えるごとに 1 票 加えるものとする。特別会員は、1 票とする。

#### 第 15 条 総会

総会は、定時総会と臨時総会とし、議長は会長があたる。

2) 定時総会は、毎年 1 回開催し、臨時総会は必要に応じて理事会の決議により招集する。

3) 総会は、事業・活動報告、収支報告、役員選出、事業・活動方針、その他重要事項 を決議する。

4) 緊急動議は、総会前日までに議長に書面をもって行い、議長はその賛否を決める。議長は、採用しない動議があるときは、総会においてその理由を明らかにする。

#### 第 16 条 理事会・常任理事会

理事会・常任理事会は、理事長が議長にあたり、総会議決事項の報告に必要な事項を決議し、その実施にあたる。

### 第 4 章 会計

#### 第 17 条 経費の支弁

本連盟の経費は、加盟費、会費、参加費、交付金、寄付金、その他の収入によって支弁 する。

#### 第 18 条 加盟費・会費・参加費

加盟費・会費の金額は、常任理事会で決定する。

2) 参加費は常任理事会で決定する。

#### 第 19 条 会計年度

本連盟の会計は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

### 第 5 章 付則

#### 第 20 条 会則の変更

本会則は、総会の議決により変更することが出来る。

#### 第 21 条 運営細則

本会則に定めがない事項で、本連盟の運営に必要なときは、運営細則を常任理事会で 定めることが出来る。

2) 細則を定めた時は、それを速やかに会員に通知する。

第 22 条 本会則は、昭和 48 年 12 月 10 日より施行する。

【改正時期】

平成 10 年 4 月 1 日改正

第 1 条：名称の変更

平成 15 年 4 月 1 日改正

第 3 条：事業・活動 第 4 条：上部団体 第 5 条：会員

第 8 条：義務 第 11 条：役員を選任 第 14 条：会議

第 15 条：総会

追加

第 7 条：権利 第 12 条：役員任期 第 13 条：役員職務

第 17 条：経費の支弁 第 18 条：会費等 第 19 条：会計年度

平成 21 年 3 月 23 日改正

第 10 条、第 11 条、第 14 条、第 16 条：

理事、加盟団体の責任者、常任理事、特別会員を追加

平成 23 年 3 月 2 日改正

第 1 条：所在の変更 第 10 条：役員追加

第 12 条：執行年度及び役員任期変更

平成 24 年 3 月 2 日改正

第 5 条：文書整理

第 5 条、第 5 条。第 6 条、第 18 条、第 21 条：

理事会より常任理事会へ変更

第 10 条：会計監査を 2 名へ 第 12 条：執行期間及び役員任期の変更

第 14 条：会議の議決、総会の議決権数

平成 29 年 3 月 9 日改正

第 5 条 2)：なお書き追加 第 6 条：文書整理

第 8 条 2)：会費納入期限を変更

平成 30 年 3 月 1 日改正

第 10 条、第 11 条、第 13 条：名誉会長・顧問の設置・選任・職務を追加

第 18 条 1) 加盟費・会費の決定方法を変更

令和 7 年 3 月 6 日改正

第 2 条目的

体位向上を健康の維持増進、競技力の維持向上に変更

第 5 条会員

文書一部変更 2) 半数を 50%以上に変更 また 40%を 40%以上に変更

第 4・7 条

体育協会をスポーツ協会に変更